

第 1 章 総則

(本規約の目的)

第 1 条 株式会社 M Plants Consulting（以下「当社」といいます。）は、Roboworker 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Roboworker（別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）第 2 項に規定する機能を提供するものとし、以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第 2 条 当社は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により、周知することとします。

(用語の定義)

第 3 条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
本契約	当社と契約者の間で締結する、本サービスの提供及び利用に係る契約
契約者	当社と本契約を締結している者
RPA ツール	事前に記録したパーソナルコンピュータ（以下「PC」といいます。）操作を実行することができる PC 業務の効率化を目的としたソフトウェア
本サービス	当社が提供する RPA ツール「Roboworker」を利用するためのライセンス、及び契約者が本サービスを円滑に利用するための機能（設定内容を保存するためのオンラインストレージ、遠隔サポート）を提供するサービス

第 2 章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第 4 条 当社は、契約者に対し、別紙 1 に定める本サービスを提供します。

(提供区域)

第 5 条 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供されます。

第 3 章 契約

(契約申込の方法)

第 6 条 本契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って当社に申し出ていただきます。

(1) 契約者名義

- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって申込者に通知します。ただし、当該通知がなされずに本サービスの提供が開始された場合、当社は、本サービス提供時点をもって、契約者の申込を承諾したものとみなします。

2 当社は、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、申込の不承諾に係る理由を開示する義務を負いません。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社が不適切であると判断するとき。

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約期間)

第8条 本契約の契約期間は、前条に基づき当社が契約者の申し込みを承諾した日から、本契約に基づくライセンスに係る有効期間（別紙2に定めます。）が全て終了するまでとします。

2 契約者は、前項の有効期間内に本サービスを解約した場合は、当社が定める期日までに、別紙2（料金表）第1表（月額利用料等）2．解約金に規定する額を支払う義務を負います。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第6条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 本条の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、第6条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(提供するプランの変更)

第13条 契約者は、契約したメニュー、オプションを変更することができます。この場合、契約者は、第9条（契約申込内容の変更）の定めにより変更の手続きを行うものとします。

第4章 知的財産権

(著作権等)

第14条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、プログラム、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の権利・利益は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者には、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- (5) その他当社が別途指定する事項があるときは、当該事項に従って取り扱うこと。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 第17条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
- (3) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

- (4) 第10条（権利の譲渡の禁止）、第14条（著作権等）又は第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
- (6) 当社に損害を与えたとき。
- (7) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (8) 本規約の条項及び条件に違反しているおそれがあると認められるとき。

（利用の制限）

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。なお、この場合において契約者に損害が生じたときであっても、当社は当該損害を賠償する責任を負いません。

（本サービス提供の終了）

第18条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（契約者が行う本契約の解除）

第19条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを終了日の2か月前までに、当社に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社が第7条（契約申込の承諾）第1項の規定により本サービスの申込を承諾した後から本サービスの提供開始前に本契約が解除された場合は、解除日までに当社が本サービスの提供に向けて要した費用（実費）を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。なお、当社が第7条（契約申込の承諾）第3項の規定により本サービスの申込に対する承諾を取り消した場合も同様とします。

（当社が行う本契約の解除）

第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。ただし、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

(1) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第18条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

- ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

2 当社が第7条（契約申込の承諾）第1項の規定により本サービスの申込を承諾した後から本サービスの提供開始前に本契約が解除された場合は、解除日までに当社が本サービスの提供に向けて要した費用（実費）を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。なお、当社が第7条（契約申込の承諾）第3項の規定により本サービスの申込に対する承諾を取り消した場合も同様とします。

第6章 料金

（料金）

第21条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第22条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除日の前日までの期間（提供を開始した日と解除日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、別紙2に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間単位で計算される部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの料金

（割増金）

第23条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払う義務を負います。

（延滞利息）

第24条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

（料金計算方法等）

第25条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2に定める料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙2（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

（端数処理）

第26条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

第27条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、別途当社が指定する方法により支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

第28条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2か月分月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

第29条 第22条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙2に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の臨時減免）

第30条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

（責任の制限）

第31条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの1か月分の料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

(免責事項)

第32条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、当社の故意又は重過失によるものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。

4 当社は、契約者が本サービスを利用することに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

5 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

6 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

7 当社は、RPA ツール「Roboworker」が正常に動作すること及び RPA ツール「Roboworker」に瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されることのいずれも保証しません。

8 遠隔サポートは、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

9 遠隔サポートは、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。

10 遠隔サポートは、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い生じる契約者の損害について、第31条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

11 遠隔サポートは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

12 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは遠隔サポートに関する受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等又はホームページ等に掲載することにより通知します。

13 当社は、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

第33条 当社は、本契約に基づき契約者の個人情報を取得する場合、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第34条 契約者は、自己の責任及び費用において、本サービスを利用するために必要な一切の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

(契約者の切分責任)

第35条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備に故障のないことを確認の上、当社に故障の連絡をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験等により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第37条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無断でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること。

(11) 本サービスの利用に係る I D を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。

(12) サーバに蓄積するデータを適正に管理すること。

(13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(契約者の当社に対する協力事項)

第 38 条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

(1) 当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力。

(2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。

(3) 自営端末設備等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。

(4) 自営端末設備等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。

(5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第 39 条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

(1) 第 37 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。

(2) 契約者が、第 38 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。

(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。

(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

(法令に規定する事項)

第 40 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 41 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 42 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第 43 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役等）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

(債権譲渡)

第44条 当社は、当社が本契約に基づき契約者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、契約者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。

2 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が契約者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての契約者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

制定 2025年1月1日

別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）

1. サービス概要

本サービスは、当社が提供する RPA ツール「Roboworker」を利用するためのライセンス及び契約者が本サービスを円滑に利用するための機能（設定内容を保存するためのオンラインストレージ、遠隔サポート）を提供するものです。

2. 本サービスで提供する機能

提供機能	内容
ソフトウェアライセンス	・当社が開発・提供する RPA ツール「Roboworker」を利用するためのライセンスを提供します。 ※「Roboworker」の動作環境は win7SP1 以上、推奨 win10 以上 ； CPU：4C ； メモリー：8G
遠隔サポート	・契約者からの以下の問合せをサポートセンターのオペレータが受付し対応します。（当社の営業日における 9 時～18 時のみ） ① 利用方法や提供条件に関する問合せ ② ご利用できない等の故障と思われる事象の申告 ※問合せ内容によっては、別紙 2 第 1 表に定める訪問サポートでの対応をご案内する場合がございます。
訪問サポート ※別途料金がかかります。	・作業者が訪問し、本サービスを活用する業務内容のヒアリング及びソフトウェア設定等を行います。

別紙 2 (料金表)

第 1 表 (月額利用料等)

1. サービス利用料

ア) フル機能版ライセンス及び実行版ライセンス

区分	単位	料金 (税別)
フル機能版ライセンス	1 ライセンスごとに	月額 80,000 円
実行版ライセンス (オプション)	1 ライセンスごとに	月額 20,000 円
【支払いについて】 ・各月末日締め、翌月末日（翌月末日が銀行休業日の場合、その前日）までにお支払いいただきます。 ・料金について、日割計算はいたしません。 【備考】 1. フル機能版ライセンスは、設定ファイルの作成及び実行をすることが可能です。 2. フル機能版ライセンス及び実行版ライセンスは、1 年間を有効期間とします。なお、有効期間満了日の 60 日前までに、契約者より当社に対する解約の申し出がない場合は、同一条件でさらに 1 年間継続し、以後も同様とします。 3. 実行版ライセンスは、フル機能版ライセンスで作成した設定ファイルの実行のみが可能です。実行版ライセンスでは設定ファイルの作成をすることはできません。 4. 実行版ライセンスの利用を申し込むためには、フル機能版ライセンスの契約が必要です。 5. オンラインストレージ機能及び遠隔サポート機能の料金は、上表の料金に含まれています。		

2. 途中解約金

区分	適用条件	解約金
フル機能版ライセンス	有効期間満了日の 1 か月以上前までに途中解約の申し出をした場合	有効期間内に解約することによって利用しなくなることとなった月数に 80,000 円を乗じた額
実行版ライセンス	有効期間満了日の 1 か月以上前までに途中解約の申し出をした場合	有効期間内に解約することによって利用しなくなることとなった月数に 20,000 円を乗じた額
【備考】 1. 解約金は消費税の課税対象です。		

第 2 表 (訪問サポートに関する費用)

区分	単位	料金
訪問サポート	1 回の派遣ごとに	50,000 円 + 実費 (別途当社が定める費用を指します。)